論文

メガ FTA の将来、WTO の影響
WTO 体制下で多様化する地域統合の現状と展望

岩田　伸人 *Nobuto Iwata*
（一財）国際貿易投資研究所　客員研究員
青山学院大学　経営学部　教授

要約

TPP を含む日米欧の先進国による複数のメガ FTA は、一定の規模に達した段階で、WTO ルールの下「結合の段階」に入ると予想される。

すでに、FTA を含む多くの地域統合（RTA：Regional Trade Agreement）の形態は一様でなく、既存の FTA が別の FTA と結合するケースや、先進国の複数の地域統合が GATS（サービス貿易協定）第 5 条の下で結合するケース、関税同盟同士が FTA として結合するケース、さらには非 EU 型の関税同盟が出現し加盟国を増やすケースなど、いわば「組み合わせ結合型の FTA・地域統合」が散見される。これらは地域統合の発展プロセスを示したバラッサ・モデルとは明らかに異なる。

本稿では、これまでの FTA 間の組み合わせ・結合の主要ケース、および新たな FTA の動向などを概観しながら、近未来における複数のメガ FTA が WTO ルール下で、どのような形の結合または統合にいたるかを考える材料を提供する。結論は以下の 3 点である。

第一は、先進国が主導して形成する複数のメガFTA（例えばTPP とTTIP）同士が統合され、さらに大きい地域統合が形成される場合、その根拠規定には GATS 第 5 条が適用され、発効から FTA 完成までの履行期間は比較的短いものとなること。

第二に、途上国の場合は、一定の域内市場規模を確保する必要性から、FTA ではなく関税同盟がまず結成され、一定の規模に達した段階で、それら「関税同盟」同士が FTA によって統合されるが、その根拠規定には GATT 第 24 条のみが用いられる場合と、GATT 第 24 条と GATS 第 5 条の両方が用いられる場合とがあり得ること。

第三に、主導国が先進国、途上国いずれであれ、複数の地域統合がさらに一つに統合される際のベースとなるルールは、ほぼ全ての国々がメンバーである WTO 協定以外には存在せず、その意味では自由貿易の根幹としての WTO の役割は（枝葉末節のルールは個々の地域統合協定に委ねられるとしても）今後も揺るぎない。

１．WTO から見た地域統合

バラッサ（Balassa, 1961）[1]は、当時の欧州の動向から地域統合（regional integration）のプロセスを 5 つの発展段階で説明した。第 1 段階は自由貿易地域（Free Trade Area：域内の関税撤廃）、第 2 段階は関税同盟（Customs Union：＋共通域外関税の設置）、第 3 段階は共同市場（Common Market：＋＋人・サービスなど生産要素の域内移動の自由化）、第 4 段階は経済同盟（Economic Union：＋＋＋共通通貨や金融政策の統一など域内経済政策の調和化）、そして第 5 段階を経済統合（Economic integration：＋＋＋＋完全な経済統合）、と名付けて一つのモデルを示した[2]。

今日、我々がイメージする「FTA」（自由貿易協定：Free Trade Agreement、日本では EPA と呼称）は、このバラッサ・モデルの第一段階に相当する。

主に FTA と関税同盟からなる地域統合の数を、GATT 発足時（1948 年）からの累積数でみると、実質総数の約 70％は途上国間の地域統合、約 20％が先進国と途上国の間、先進国間のそれは全体の 10％にも満たない（WTO 下では EU 加盟 28 カ国を、全体で 1 つの先進国エリアとし

http://www.iti.or.jp/

てカウントしている)。

GATT/WTO の地域統合ルールを見ると、財（goods）に関わる GATT 第 24 条のタイトルは「関税同盟および自由貿易地域」とあり、WTO 協定上、国々（先進国間又は先進国・開発途上国間）が物品貿易に関する地域貿易協定を締結する場合は、GATT 第 24 条に基づき、関税その他の制限的通商規則を「実質上のすべての貿易（substantially all the trade）」について「妥当な期間内（within a reasonable length of time）」に撤廃（eliminated）し、また域外国に対し関税その他の貿易障壁を高めてはならないとされる[3]。

他方、人の移動や投資（モード 3）および国内規制を含めたサービス（services）に関わる GATS 第 5 条のタイトルは「経済統合（Economic Integration）」となっている。明らかに後者（GATS）の方が、前者（GATT）よりも進化した地域統合のイメージがある。バラッサ・モデルに従えば EU（欧州連合）は第 4 段階（経済同盟）と第 5 段階（経済統合）の中間段階にあるともいえるが、本稿では、取り敢えず EU を「関税同盟」の一例として扱う。

図表 - 2　WTO に通報された FTA の数

WTOに通報された地域統合協定の数

	授権条項	GATS第5条	GATT第24条	合計
関税同盟(Customs Union :CU)	8		10	18
既存の関税同盟への新規加入	1		7	8
経済統合協定（EIA) -		113		113
既存の経済統合協定（EIA)への新規加入		4		4
自由貿易協定(FTA)	13		205	218
既存のFTAへの新規加入			1	1
部分自由貿易協定（PSA)	14			14
部分自由貿易協定への新規加入	1			1
総計	**37**	**117**	**223**	**377**

注）WTOに通報されたRTAは、(a)財(good)の自由化のみを定めたもの、(b)財とサービスの両方の自由化を定めたものの二つに大別される。WTO協定上、サービスの自由化のみを定めたRTA は，EEA(European Economic Area、1996年9月13日発効）のみである（2014年12月現在）。既存の地域統合に新メンバー国が追加された場合も統計上は、別の新たなRTAとカウントされている。この総計は14（=8＋4＋1＋1）。関税同盟も含む全てのRTAの大まかな実数は251[=377−(113＋14) +1]となる。WTOの公式計算値(推計)は255となっている。上表はWTO database を参考に筆者作成(2014年2月現在、本文のデータとは必ずしも一致しない。
授権条項:enabling clause
経済統合協定:Economic Integration Agreement
部分自由貿易協定:Partial Scope Agreement

他方、WTO のデータベースでは、地域統合を、FTA（Free Trade Agreement：自由貿易協定）、CU（Customs Union：関税同盟）、EIA（Economic Integration Agreement：経済統合協定）、および PSA（Partial Scope Agreement：部分自由化協定）の 4 つに分けて公開している。なお、PSA の Partial Scope（部分的領域）は、WTO 協定文に明確な定義がなく、一般には財のみをカバーする自由化率の低い途上国による地域協定という意味で用いられている[4]。

地域統合は、WTO 事務局に通報された時点で未発効であっても、かつ GATT 第 24 条の諸条件を完全に満たすレベルに達してなくとも、FTA または関税同盟として WTO のデータベースにカウントされ、ウェブサイトに公開されるケースが散見される。このことは WTO 側に、通報された地域統合が WTO 整合的か否かを審査する充分な体制が備わっていないことを示唆している。

２．GATS 第 5 条を根拠とする FTA

別表のように WTO に通報されて発効済みの 400 近い FTA の中で、WTO の GATS（サービス貿易協定）第 5 条の EIA（経済統合協定）を根拠規定とする FTA は、唯一 EEA（European Economic Area：欧州経済領域）だけである。

EEA は、ともに先進国型の地域統合である EFTA（欧州自由貿易連合）と EU（欧州連合）と間で、1992 年 5 月 2 日に調印され、1994 年 1 月 1 日に発効と同時に完成している（履行期間はゼロ）[5]。一方の EFTA は、アイスランド、ノルウェー、スイス、リヒテンシュタインの 4 ヵ国から構成される FTA であり（スイスだけは国民投票で EEA への参加を否決した）、他方の（欧州 28 カ国からなる）EU は、関税同盟の段階を越えた地域統合とされる。

一般に先進国の地域統合は、GATT 第 24 条の FTA と GATS 第 5 条の EIA の 2 つの条件を同時に満たしたものとして WTO 事務局へ通報されている。だがこの EEA（欧州経済領域）だけは後者の条件のみを満たした地域統合として WTO に通報されている。これはどのように解釈すべきであろうか。

http://www.iti.or.jp/

GATS 第 5 条は、サービス貿易の域内自由化のみを定めているのでなく、「サービスに関連する相当の分野（substantial sectoral coverage）の自由化」につき定めている。たしかにEEA（欧州経済領域）協定の第 1 条には、域内における自由移動の対象を、財（goods）、人（persons）、サービス（services）、資本（capital）と定めている。

つまり、国々が財とサービスの 2 つの分野の域内自由化を目的とした地域統合を締結する場合、通常は、財の自由化を定める GATT 第 24 条の「FTA」と、サービスの自由化を定める GATS 第 5 条の「EIA」の両者を満たした上で WTO 事務局に通報するのが一般的なのだが、厳密には後者（GATS 第 5 条の EIA）の中で「財の自由化」も定めているので、先進国の FTA 同士の財とサービス両方の域内自由化を目的とした統合であれば、GATS 第 5 条のみを根拠規定として WTO へ通報すれば良いことになる。将来、（域内の関税引下げが交渉の論点にならない）先進国型のメガ FTA 間の統合では、EEA のように GATS 第 5 条だけを根拠規定とする統合が実現する可能性はある。逆に、サービス貿易の自由化を除外した途上国型の複数 FTA 同士を統合する場合には、GATS 第 5 条を適用することは困難であり、もし適用するとなれば、発効して履行するまでの期間を長くとる必要があろう。

３．先進国と途上国の地域統合

GATT 発足以来より関税同盟の累積数は 2015 年 8 月現在、僅か 18 本に過ぎない（図表参照）。筆者の推計では、18 本全ての関税同盟に加盟する国々の総数は 125 ヵ国である。これは WTO 加盟国の総数 161 カ国のうち約 78％の国々が、いずれかの関税同盟に加盟していることを意味する。しかもそれら関税同盟の半数以上は、2000 年以降に締結されたものであり、ロシア主導の EEU（後述）を除けば主にアフリカ大陸および中東の国々によって形成されている（南米の関税同盟「メルコスール」は 1995 年に発足）。関税同盟は域内全体の貿易利益の維持・拡大を目的とするため、一旦、関税同盟のメンバーとなった国が、さらに個別に

http://www.iti.or.jp/

FTA を締結することは域内に利益の不均衡を生み出すため困難である。ただし、地域の政治的な安全保障など非経済的理由で、関税同盟と FTA の併存が利害関係国の間で黙認された可能性がある事例はある（後述）。

＜EU＞

一般に、GATT/WTO ルールの下で関税同盟が形成されるには、域内での関税撤廃に加え、対域外には「共通域外関税」（CET : Common External Tariff）の設置、および税関手続きの共通化などの「非関税障壁の調和化（ハーモナイゼーション）」が必須とされる。

EU（欧州連合）では、共通域外関税の下で域外からの関税収入の大半は加盟国の収入とはならず、超国家機関（EC 委員会）の下で EU の運営財源とされる。そのため、関税を主要な財源とする途上国には、EU 型の関税同盟を受入れるのは困難と見られて来た。しかし、現実には上述のように、多くの途上国はすでに関税同盟を結成している。このことは関税同盟の理想と現実の間には大きな乖離があることを示唆している。果たして EU は今後も関税同盟の模範的なモデルと言えるのだろうか？

＜EEU＞

EEU（Eurasian Economic Union : ユーラシア経済連合）は、2015 年 1 月にロシア主導のもとで発効した関税同盟であり、1991 年のソ連邦崩壊を契機に緩やかな連合体として 12 カ国で結成された CIS（独立国家共同体）を源流としている。2010 年に CIS メンバー国の中から、ロシア、ベラルーシ、カザフスタンの 3 カ国による当時初めての実質的な関税同盟（Eurasian Customs Union,略称は ECU）が形成され、輸入品目数の 85％に対して共通域外関税（CET）を設けて発足した。その際にロシアの域外輸入関税の単純平均値「12.1％」が EEU の共通域外関税率とされたため、カザフスタンはそれまでの単純平均値 6.5％から約 2 倍に関税を引き上げざるを得なくなった経緯がある。その後、将来の新たな名称として“Eurasian Union”と言う名称が予定されていたが、2015 年の正式発足時には、それが現在のユーラシア経済連合“Eurasian

http://www.iti.or.jp/

Economic Union”という名称になった[6]。

現在EEUの加盟国数は5カ国だがさらに増える予想もある。EEUの仕組みは EU（欧州連合）のそれに似ているが、加盟国間の相互依存関係が弱く、エネルギー資源に恵まれたロシアの圧倒的な政治経済力に依存していること、および共通域外関税下で徴収された関税収入が（事前に定められた配分比率に基づいて）各加盟国に応分に再配分されるなどの特徴がある。

＜GCC＞

GCC（湾岸協力理事会）は、1981年に今の6カ国（サウジアラビア、オマーン、バーレーン、カタール、クウェート、UAE）で結成され、1983年には域内の関税を相互に撤廃してFTA（Free Trade Agreement：自由貿易協定）として発効、その20年後の2003年1月1日には、5%の共通域外関税を設けて関税同盟（Customs Union）として発効した。ただし、この5%という値はGCCの加盟6カ国がそれぞれに域外産品の輸入に課す関税の共通目標に過ぎず、輸入時に徴収された関税は、「仕向地主義」（輸入された財の最終消費国が関税を徴収する仕組み）に基づいて、当該財が最終的に消費される域内加盟国の収入になる。さらに農産物などに関税の例外品目が認められたことで、GCC の共通域外関税はやや形骸化した面は否めない[7]。このようにGCCはEU型と比べれば関税同盟として未完成にもかかわらず、2008年には共同市場（Common Market）へ発展的に移行したことになってはいる。さらに2010年に導入の予定だった共通通貨制度（common currency）も2015年現在、未だに実現していない。現在、GCCは、EUとメルコスールそれぞれと新たな FTA を締結すべく交渉を進めている（既述）。

４．一様ではない関税同盟

識者の間には、EU 型こそが関税同盟の模範であるとの見方がある。しかし、現実を見ると、一言で関税同盟と言っても、上記のようにその必須の条件とされる共通域外関税および関税の徴収の仕方は一様でない。実質的な徴税権も、EU のように超

http://www.iti.or.jp/

国家機関に委ねられる場合もあれば、EEU や GCC のように実質的な輸入国である域内の各メンバー国が保有する場合もある。いずれのケースが主流になるかは、関税収入が国家財政の中で占める割合が大きい途上国の経済発展の度合いや財政政策などに依るものと推察される。

さらに、ロシア主導の EEU が導入しているように全ての関税収入を事前に決めた配分比率に基づき域内メンバー国に割り当てる方式（既述）や、メルコスールで見られる（域内メンバー国の利益を守るために）自動車など特定品目を共通域外関税から除外する仕組みもある。

「関税同盟」を特徴づける共通域外関税（CET）の設置に伴う関税徴収の仕組みについても、EU が行っているような、域外から域内へ持ち込まれる当該産品の最初の荷下ろし港（輸入国）で関税を徴収する方式と、GCC を含む多くの途上国の関税同盟で行われているような、域外から持ち込まれた当該産品の域内における最終仕向地（消費国）で関税が徴収される方式とがある。前者の方式は「原産地主義（origin principle）」、後者は「仕向地主義（destination principle）」と呼ばれる（Yasui［2014］）。GATT/WTO 体制下で国々が行う一般的な関税徴収の仕方は、仕向地主義がベースになっている。他方、「原産地主義」は、輸出国の政府が関税を徴収する、すなわち、当該産品が当該市場で供給（輸出）される時点で徴税するとする考え方であり、旧ソ連を中心とするコメコン体制下の国々が採用していたもので，今もロシアが資源エネルギーの輸出にしばしば適用している。一般に、途上国の資源エネルギー輸出は、原産地主義に基づく輸出関税を支持する傾向がある。

５．多様化する地域統合（FTA・関税同盟）

＜2 国間 FTA＞

地域統合（RTA）の最も単純な構図は、WTO 加盟の現行 161 カ国のうち関税同盟メンバー以外の国々が締結しているのが２国間 FTA である。

2002（平成 14）年 11 月末に日本とシンガポール間で発効した FTA（JSEPA）など多くのケースがある。

http://www.iti.or.jp/

2008 年 12 月に締結された日本とASEAN の FTA は、東南アジア 10 カ国の国々で構成される ASEAN 諸国と我国が締結した複数国グループとの FTA であった。欧州 28 ヵ国から構成される EU（欧州連合）は、関税同盟の利点を生かして EU というグループとして、域外の多くの国々と個別に地域統合を締結している。つまり EU 自体は「関税同盟」を維持しながら域外の国々とさらに FTA や関税同盟を二重に結んでいる。

＜関税同盟&関税同盟＞

例えば､EU とメルコスールの FTA 交渉[8]、EU と GCC の FTA 交渉のように 2 つの関税同盟（Customs Union）同士で FTA を形成しようとする動きがある（ただし 2015 年 8 月現在、これら 2 つの交渉はいずれも交渉継続中または交渉が中断されたままである）。

EU と GCC の FTA 交渉は、両者ともに締結の意志があるにもかかわらず、交渉は 1990 年からスタートし 2009 年 4 月までの約 9 年間に 20 回交渉されたが、2014 年現在も、交渉は中断したままである。EU とメルコスールの場合も 2000 年 4 月から交渉がスタートし、交渉期限とされた 2004 年 10 月までの 4 年余りの期間に 16 回も交渉が行われたにもかかわらず、2015 年現在、交渉は中断したままである。

これは途上国が構成する関税同盟は、対外貿易交渉が全加盟国による全会一致の原則の下で行われるため交渉合意に長い時間がかかることが一因と推察される。逆に、先進国型の関税同盟である EU は、最高協議機関としての「欧州理事会」（European Council）、意志決定機関としての「EU 理事会」さらに執行機関としての「欧州委員会」のような超国家機関が存在するためそのような弊害が比較的少ないと見られる。

メルコスールは[9] FTA 形成の必須条件となる「域内関税の撤廃」と、関税同盟の必須条件である「共通域外関税の設置」をほぼ同時期（1995 年 1 月）に満たしたために、厳密には FTA 形成プロセスの段階を経ずに一気に関税同盟の段階へ進んだケースと言える。2015 年 9 月現在、南米で実質的な関税同盟と呼べるものは、メルコスールのみである[10]。

メルコスールは、2012 年 6 月のメルコスール特別首脳会合で、ベネズエラを 5 番目の正式な加盟国として受入れることを決定した（厳密にはパラグアイからの承認が得られた 2013 年 12 月 18 日に加盟）。ベネズエラはそれまで諸外国との間に締結していた全ての FTA を撤廃してメルコスールへ加盟した。

最近（2015 年 9 月）、メルコスールの加盟国であるブラジルは、日本との FTA 交渉を提案したとされるが、そうなればメルコスール域内で利益の不均衡が生じる恐れがある。

＜FTA の中に関税同盟が形成されるケース＞

1945 年にアラブ民族主義の推進と各国の主権維持の目的で（エジプトを含む）中東・北アフリカの国々が緩やかな政治的集合体としてアラブ連盟（LAS : League of Arab States）を結成した。当初、アラブ連盟はエジプト、イラク、ヨルダン、レバノ

図表－７　多様化する地域統合の形態

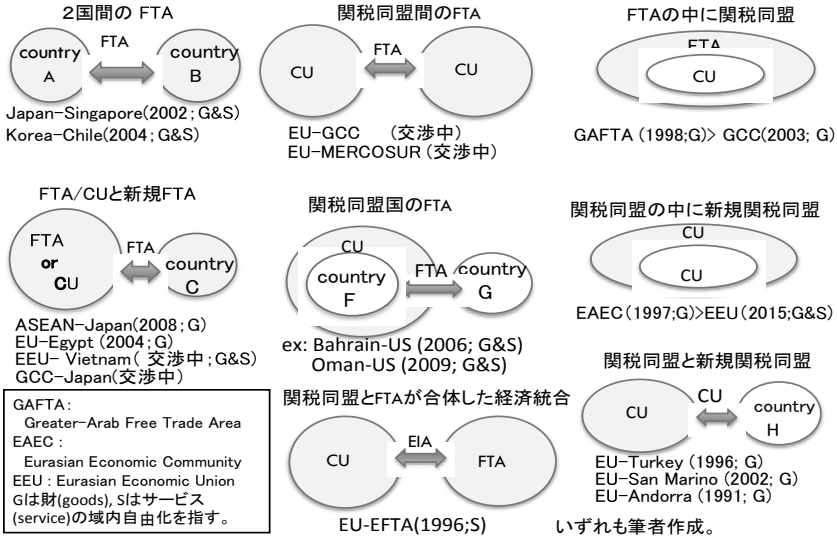

ン、サウジアラビア、シリアの6カ国で構成されたが、その後に参加国が増え、1993年には（GCC6カ国を含む）22カ国となった。このアラブ連盟（22ヵ国）を母体に、その中の18カ国で1998年1月に発効したのが大アラブ自由貿易地域（GAFTA）と称されるFTAであり、WTOではPAFTA（Pan-Arab Free Trade Area）の標記で登録されている[11]。GAFTAは1998年から域内関税率を段階的にて撤廃されたことになっているが、奇妙なことに、2003年にはその中のGCC 6カ国が関税同盟を発効させ、共通域外関税を5%に設定した。これは、前者（GAFTA）の域内関税撤廃が不完全な状態であったためと推察される。

＜関税同盟の飛び地＞

EUは、財（goods）だけの分野で、トルコ、サンマリノ、アンドーラの3ヵ国と個別に計3つの新たな関税同盟（CU）を締結している。トルコとEU間の関税同盟（1995年1月発効）は、工業品と加工農産物が、域内の関税ゼロ扱いとされ、未加工の生鮮農産物と石炭および鉄鋼製品は域内の関税ゼロの対象から除外されている。これはトルコ産農産物の輸入からEUの域内農業を守るためではなく、逆にトルコの農業を保護するためにトルコ側の要請に基づいてとられた措置と推察される。というのも2011年時点のトルコの全世界に対する農産物輸入関税が平均41.7%、EUのそれが13.9%だからである[12]。EUとサンマリノの関税同盟（2002年4月発効）は、石炭と鉄鋼製品を除く全ての財の域内関税を撤廃、EUとアンドーラの関税同盟（1991年7月発効）は工業製品（HS25-97）のみが域内関税ゼロの対象とされている。

これらの関税同盟はいずれもEUから見て相手国の経済規模が小さく政治経済的な影響力が少ないこと、およびこれら3ヵ国から見ればEUという巨大な市場と一体化できるというメリットがあるために、双方の利害が一致する形の関税同盟ということになる。

＜関税同盟国による個別のFTA＞

いったん関税同盟に加わった国は、個別に新たにFTAを締結すること

http://www.iti.or.jp/

も既存の FTA に加盟することも制度上は不可能なはずである。だが中東の関税同盟 GCC（湾岸協力会議）の 6 カ国のうち、バーレーンは 2006 年 1 月 11 日、同オマーンは 2009 年 1 月 1 日に、それぞれ米国との間で財・サービスの自由化を定めた FTA を発効させている。いずれも原産地規則は、35%の付加価値基準を用いている。つまり中東の近隣諸国は、当該産品の付加価値で 35%以上をオマーンかバーレーンいずれかの国で生産すれば、当該産品を米国向けには無関税で輸出でき、逆に米国企業は付加価値の 35%が米国産であれば、米国からオマーンとバーレーンに輸出できる。米国以外の国からオマーンとバーレーンを含む GCC 諸国へ輸出する場合は、GCC が定める 40%付加価値基準をクリアせねばならない。GCC への輸出では明らかに米国産品のみが有利になっている。このことによって、GCC が当初に期待していた域外諸国との戦略的交渉のメリットが弱体化された可能性がある。これは当時（2003 年）の米国 W ブッシュ政権が、中東との地域統合ブロック「米・中東 FTA」（US-Middle East Free Trade Area：MEFTA）を形成する戦略をスタートさせたことに起因するものと推察される。GCC 諸国にとって、これら 2 つの米国との FTA 締結は、経済的な貿易利益の確保よりも、むしろ当時の中東地域の安全保障（security）の観点から、黙認せざるを得なかったのであろう。

６．地域統合をどう見るか

一般的な国際貿易テキストの統合モデルでは、地域統合を行う国々が、まず域内の関税を相互に撤廃すれば「FTA」が形成されたことになり、これに共通域外関税（CET）の設置が加われば「関税同盟」となり、その後は、共同市場や通貨統合といった段階に深化・進化すると説明されている。EU（欧州連合）の発展段階はそのような統合モデルに最も近いケースに見える。

GCC やメルコスールのような途上国の関税同盟において（加盟国の関税収入への依存度が高い、あるいは共通域外関税そのものが不完全であるなど）、加盟国は様々な理由で域

http://www.iti.or.jp/

外の産品に対する関税に関わる権利（課税権や徴税権）を完全には放棄していない。これは政府の役割に関税収入の確保と国内産業保護があることに加え、関税同盟を運営する超国家組織が存在しないことにも依る。超国家組織が存在するEU型のような関税同盟では、独立国家が本来保有する（徴税権などの）権利を制度上で放棄している。よって関税収入への依存度が高い途上国の関税同盟は、EU型を完全に踏襲することは困難である。

他方で、ロシアの主導下、旧ソ連邦の国々によって形成される「ユーラシア経済連合」（EEU）では、リーダー国「ロシア」だけが域内向けにエネルギー資源を輸出する際に「原産地主義」に基づく輸出税を維持する可能性がある。

EEA（欧州経済領域）は、EFTA（欧州自由貿易連合）とEU（欧州連合）の合体、つまりFTA（前者）と関税同盟（後者）の間で締結されたサービス貿易協定（GATS第5条）だけを根拠とした唯一の新しいタイプの経済統合協定（EIA）である。

他方で、先進国間の自由貿易では、（一部の農産物など極少数品目の例外はあるが）“関税”の重要性が失われつつあり、必然的に“共通域外関税”の必要性も薄れていくと推察される。現在の日EU、米EUのように、（例外品目を除けば）関税そのものが主要な貿易障壁とはならないメガFTAが、仮に関税同盟へ移行したとしても、移行前と移行後では、大きな経済効果（貿易創出効果も貿易転換効果）の変化は生じないと推察される。

バラッサ時代（1950～60年代）の関税同盟の典型がEU（欧州連合）であるとしても、将来、途上国の関税同盟では各加盟国が関税の徴収権と域内再配分の仕組みを保有する形を指向し、先進国のそれは一部の例外品目を除けば貿易障壁としての「関税」の役割が終わり、域内統一の規格・基準がそれに代わるタイプにシフトする可能性が考えられる。

つまり、バラッサ・モデルが示唆する“FTAが加盟国の関税権を放棄してこれを上位の超国家組織へ移譲する形で関税同盟へ進化する”という発展段階的なプロセスは、厳密には途上国、先進国いずれの場合にも

http://www.iti.or.jp/

当てはまらない。特に先進国間の地域統合では、“共通域外関税（CET：Common External Tariff）ではなく（域外と異なる規則・規格や基準の域内共通化・調和化を実現する）共通域外非関税障壁（CENT：Common External Non-Tariff barrier）と呼びうるものを設けた地域統合が FTA の次の段階として位置づけられる可能性がある。

7．結論

本稿の結論としては下記の三点である。第一は、先進国が主導して形成する複数のメガ FTA（例えば TPP と TTIP）同士が統合され、さらに大きい地域統合が形成される場合、その根拠規定には GATS 第 5 条が適用され、発効から FTA 完成までの履行期間は比較的短いものとなること。第二に、途上国の場合は、一定の域内市場規模を確保する必要性から、FTA ではなく関税同盟がまず結成され、一定の規模に達した段階で、それら「関税同盟」同士が FTA によってさらに統合されるが、その根拠規定には GATT 第 24 条のみが用いられる場合と、GATT 第 24 条と GATS 第 5 条の両方が用いられる場合とがあり得ること。第三に、主導国が先進国、途上国いずれであれ、複数の地域統合がさらに一つに統合される際のベースとなるルールは、ほぼ全ての国々がメンバーである WTO 協定以外には存在せず、その意味では自由貿易の根幹としての WTO の役割は（枝葉末節のルールは個々の地域統合協定に委ねられるとしても）今後も揺るがない。

注

1. Balassa, Bela（1961）“The Theory of Economic Integration”. Homewood, Illinois：Richard D. Irwin.
2. WTO へ通報されて発効した RTA の 2015 年の発効は、カナダ・韓国（G&S）、EFTA・ボスニアヘルツエゴビナ（G）、EEU（G&S）、EEU・アルメニア（2015）、EEU・キルギス（G&S）、日本・オーストラリア（G&S）の 6 本である（2015 年 9 月現在）。「G」は財の RTA、「S」はサービスの RTA を示す。
3. 上野麻子（2007）『GATT 第 24 条の規律明確化に与える示唆』REITI（経済産業研究所）

http://www.iti.or.jp/

4. FTAは Paragraph 8(b) of Article XXIV of GATT 1994、関税同盟は Paragraph 8 (a) of Article XXIV of GATT 1994、経済統合協定（EIA）は; Article V of GATS、PSは paragraph 4 (a) of the Enabling Clause. にそれぞれ定められている。
http://rtais.wto.org/UserGuide/RTAIS_USER_ GUIDE_EN.html#_Toc201649637
5. ＜http://rtais.wto.org/UI/PublicMaintainRTAHome. spx＞
6. Iana Dreyer and Nicu Posescu（2014）”The Eurasian Customs Union ：The economic and the politics”European Union Institute for Security Studies
7. GCCのメンバー国であるUAE（アラブ首長国連邦）では自国内の7つの独立した首長国（Emirate）がそれぞれ独自に財政運営をおこなっており、関税収入は当該産品が最終的に消費される各首長国（最終消費地）に按分される。他方、国内の法人税収などはUAE全体の連邦予算に組み込まれている。現地法人を設立する場合は、外国資本の出資比率が最大で 49%に制限されている。フリーゾーンは100%の外国資本設立が可。
8. MERCOSUR 域内の加盟国間の対立がありコンセンサスが得られないこと、および EU の特にフランスとアイルランドは MERCOSUR 産の安い農産物が流入することで自国内の農業に損害がでる懸念等の理由で、交渉は進展していない。
＜http://blogs.blouinnews.com/blouinbeatbusiness/2015/02/18/mercosur-in-disarray-fta-with-e-u-unlikely/#respond＞［26/May/2015 access］
9. 1995年1月より域内関税が原則として撤廃され、全品目の約 85%にあたる約9000品目に共通域外関税（0～20%）が適用されたたものの、共通域外関税の例外としてブラジルが乗用車の輸入に数量制限を設けるなどの措置が維持されている。参考：JETRO
＜http://www.jetro.go.jp/world/gtir/2013/pdf/2013-mer.pdf＞［accsess：19/August/2014］
10. メルコスールでは、特にブラジルがメキシコからの完成車の輸入数量制限を実施しており、最近になってこの輸入数量枠をさらに狭める措置をとっている。これは、表向きメルコスールの域外共通関税は維持されるものの、メキシコのみが独自に自動車だけの輸入制限を行える例外規定があるためである。
11. GAFTAの主な目的は、域内18ヵ国の関税・非関税障壁を段階的に撤廃すること

http://www.iti.or.jp/

であったが、同じ GAFTA の中で GCC 諸国とそれ以外の国々との間の非関税障壁が存在した。
参考＜http://siteresources.worldbank.org/INTMENA/Resources/GCCStudyweb.pdf＞ p.19

12. World Bank（28 March 2014）Evaluation of the EU-TURKEY Customs Union（Report No. 85830）p.63,para 130

＜参考資料・文献＞

Balassa, B.,（1961）The Theory of Economic Integration（Homewood, Illinois：Richard D. Irwin.）

Vinhas de Souza,L.,（2011）An Initial Estimation of the Economic Effects of the Creation（World Bank Economic Premise, Number 47）

Abdulghaar, M., Al-Ubaydli, and O., Mahmood, O.,（2014）The Malfunctioning of the Gulf Cooperation Council Single Market：Features, Causes and Remedies（MPRA Paper No. 55413,Middle Eastern Finance and Economics, pp.59-62.）

Andriamananjara, S.,（2012）Customs Unions（World Bank working paper pp.111-120.）

Yasui, T.,（January 2014）Customs Administrations Operating Under Customs Union Systems（WCO Research Paper No. 29）

Viner, J.,（1950）The Customs Union Issue（New York：Carnegie Endowment for International Peace）

Dreyer. and Posescu.（2014）The Eurasian Customs Union：The economic and the politics（European Union Institute for Security Studies）

UAE（2004）Mechanism for Applying Rule of Inter-GCC Countries of Goods Final Destination（Customs Notice No.4/2004）＜http://www.dubaicustoms.gov.ae/ar/PoliciesAndNotices/Notices/4_20092.pdf＞

Gulf news（16 January 2014）Australia-UAE economic relationship growing ＜http://m.gulfnews.com/business＞［access：14 June 2014］

Dreyer and Popescu（2014）The ECU：The economics and the politics（European Union Institute for Security Studies）

World Bank（2010）Economic Integration in the GCC ＜http://documents.worldbank.org/curated/en/2010/10/12915910/economic-integration＞

World Bank（2014）Evaluation of the EU-TURKEY Customs Union（Report No. 85830-TR）

http://www.iti.or.jp/

WTO database＜http://rtais.wto.org＞

石川城太（2005）『通商政策と戦略』（日本経済新聞, 2005年7月19日）

岩田伸人（2015）『FTA/EPA は関税同盟へ移行するか』（下）『貿易と関税』2015年4月号

岩田伸人（2015）『FTA/EPA は関税同盟へ移行するか』（上）『貿易と関税』2014年11月号

川瀬剛志（2007）「WTO と地域経済統合体の紛争解決手続きの競合と調整」RIETI Discussion Paper 07-J-050

東條吉純（2008）「地域経済統合における人の移動の自由化」RIETI Discussion Paper 07-J-008

小泉愁（2011）『ロシア、カザフスタン、ベラルーシの経済統合』「外国の立法 250」国会図書＜http://www.ndl.go.jp/jp/diet/publication/ legis/ pdf/02500008.pdf＞

上野麻子（2007）『GATT 第24条の規律明確化に与える示唆』RIETI（経済産業研究所）

廣瀬陽子（2012）「第6章：ユーラシア統合の理想と現実」『地域統合の現在と未来』日本国際問題研究所

JOGMEC（2014）『ウクライナ：EU 加盟の見直しと天然ガスにおけるロシアとの関係』